

公益財団法人富士宮市振興公社役員及び評議員の報酬等並びに
費用弁償に関する規則

平成25年4月1日

公益財団法人富士宮市振興公社規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人富士宮市振興公社定款第13条及び第27条の規定に基づき、公益財団法人富士宮市振興公社（以下「公社」という。）の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員 理事のうち、公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号に規定する報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用 職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）及び通勤手当等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 公社は、常勤役員に、毎月決まった額の報酬（以下「報酬月額」という。）及び賞与を支給する。

- 2 常勤役員の報酬月額及び賞与は、別表第1の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て、定めるものとする。
- 3 常勤役員の報酬等の支給については、公益財団法人富士宮市振興公社給与規程（平成25年公益財団法人富士宮市振興公社規程第3号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員の給与の支給の例による。
- 4 非常勤役員及び評議員の報酬は、理事長にあっては1月当たり50,000円を、その他の役員等にあっては1日当たり9,000円を超えない範囲とする。
- 5 非常勤役員及び評議員の報酬の額は、別表第2で定める金額とし、理事長の報酬の支給については給与規程の適用を受ける職員の給与の支給の例によるものとし、その他の役員等については、評議員会、理事会、監査の出席等、必要の都度支払うものとする。ただし、国又は地方公共団体の

職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員は除く。）の身分を有する役員等には支給しない。

- 6 理事長及び常勤役員が月の途中において就任し、若しくは月の途中において退任した場合には、日割計算により報酬を支給する。ただし、死亡により退任となった者については、当該月の月額報酬を支給する。
- 7 月額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

（費用弁償）

- 第4条 旅費については、公益財団法人富士宮市振興公社旅費規程（平成25年公益財団法人富士宮市振興公社規程第6号）に基づき支給する。
- 2 常勤役員には、通勤手当を支給し、その額及び支給方法は給与規程の適用を受ける職員の例による。
 - 3 前2項に掲げるもののほか、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（改正）

- 第5条 この規則の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

（雑則）

- 第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公益財団法人富士宮市振興公社の設立の登記の日から施行する。
（公益財団法人富士宮市振興公社役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程の廃止）
- 2 公益財団法人富士宮市振興公社役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程（平成24年8月20日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

常勤役員報酬等の総額

役員 of 名称	金 額
常務理事	年額 300 万円以内

別表第 2（第 3 条関係）

非常勤役員及び評議員の報酬の額

役員等の名称	金 額
理事長	1 月当たり 50,000 円
理事（理事長を除く。）	1 日当たり 7,400 円
監事	1 日当たり 7,400 円
評議員	1 日当たり 7,400 円